

規則改正案に係る検討の進め方

2023 年 2 月 20 日

本 WG における新禁止行為の類型に係るこれまでの検討及び整理された内容を踏まえ、今後、従業員規則及び仲介業規則については「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」、投資勧誘規則については「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」において、主に以下の点に係る実務的な観点からの検討を行う。

なお、検討の模様については、適宜本 WG に報告を行う。

1. 従業員規則改正案及び仲介業規則改正案の具体的な条文の検討

(1) 本 WG の「従業員規則 7 条の新禁止行為の条文イメージ」を踏まえた従業員規則の具体的な条文改正案

(2) 上記 (1) を踏まえた仲介業規則の具体的な条文改正案 (※)

(※) 仲介業規則における禁止行為規定 (24 条) は、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員が行う行為を規制している。なお、個人金融商品仲介業者については「退職」が生じないため、行為類型「不返却」の条文化においては言い替えを行う必要がある。

2. 投資勧誘規則の改正に係る検討

- ・投資勧誘規則 5 条 2 項の「顧客について顧客カード等により知り得た秘密を他に漏らしてはならない」について、新禁止行為を踏まえた内容に改めることの要否及び改める場合の条文等に係る検討

3. その他

- ・各 WG (本 WG、自主規制規則の改善等に関する検討 WG、投資勧誘のあり方に関する WG) における議論の模様を踏まえ、コンプライアンス実務等の観点から、協会員に周知すべき以下の事項について事務局においてドラフトを作成し、各 WG において確認をいただく。

- (1) 「正当な理由」の考え方
- (2) 情報漏えいの唆し行為の抑止
- (3) 従業員規則条文イメージの備考に記載した内容
- (4) その他各 WG での議論において、協会員に周知すべきとされた事項

【参考】

仲介業規則 24 条 15 号

第 24 条 協会員は、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員が、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。

15 金融商品仲介業務により知り得た秘密を漏洩すること。

投資勧誘規則 5 条 2 項

(顧客カードの整備等)

第 5 条 協会員は、有価証券の売買その他の取引等を行う顧客（略）について、次の各号に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。

1 ～10（略）

2 協会員は、顧客について顧客カード等により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

3（略）

以 上

禁止行為の条文イメージ【第 2 回WG 資料の行為類型との対応】	備考
15 号 顧客に関する情報（特定業務会員にあっては特定業務に係るものに、特別会員にあっては登録金融機関業務に係るものに限り、公知の情報を除く。以下この号において同じ。）について、次に掲げる行為を行うこと。	「顧客に関する情報」は個人情報に限らず、法人顧客に関する情報も含み、有価証券等の取引履歴のみならず、発行体としての活動といった情報も含まれる。また、口座開設前の者（潜在顧客）に関する情報も含まれる。 いずれの禁止行為も正当な理由（法令・規則に基づく場合等）がある場合は含まない。
イ 従業員が退職する場合（2 条 6 項イの出向により受け入れた者については帰任する場合、同項ニに定める者については派遣契約が終了する場合をいう。）において、顧客に関する情報を返却又は消去しないこと【（1）イ：不返却・不廃棄】	過失による不返却・不消去を含む。 顧客に関する情報が記載された紙媒体を従業員自身が廃棄することは好ましくないことから、同情報がデータにより保持されている場合を対象として、「廃棄」ではなく「消去」を用いている。
ロ 他の協会の顧客に関する情報を不正取得すること【（2）イ：不正取得】	受動的に（自らの意思によらずに）取得してしまう場合は含まない（条文上明記することも検討すべきか）。 他者への唆し行為により他の協会の顧客に関する情報を取得する場合を含む。
ハ イにより保持又はロにより取得した顧客に関する情報を職務に使用すること【（4）イ：不正取得情報等の不正使用】	
ニ イにより保持又はロにより取得された顧客に関する情報であることを知りながら当該情報を職務に使用すること【使用時悪意の（4）イ注：転得情報の使用】	
ホ 顧客に関する情報を漏えいすること【現行の職務上知り得た秘密の漏えい、（5）不正取得情報等の漏えい、漏えい時悪意の（5）注：転得者の漏えい】	「顧客に関する情報」には、適法に取得した情報、イの返却・消去していない情報を含む。

【参考：現行の従業員規則 7 条 15 号】

15 号 職務上知り得た秘密（特定業務会員にあっては特定業務に係るものに、特別会員にあっては登録金融機関業務に係るものに限る。）を漏洩すること。

情報漏えい等に対する処分量定について

2023 年 2 月 20 日

I. 現行の処分量定等

1. 処分の種類等

処分の名称（注 1） （根拠規定）	区分	処分の対象範囲	処分の効果・量定	備考
登録取消処分 （金商法 64 条の 5） （同法 66 条の 25）	行政処分	登録外務員 仲介業者の登録外務員を含む	5 年間の外務行為禁止	原則として、不都合 行為者の取扱いと 併科
不都合行為者の取扱い （従業員規則 12 条）	自主規制措置	協会の役職員（注 2） 仲介業者の役職員は対象外	5 年間の採用禁止等	
外務員の職務停止処分 （金商法 64 条の 5） （同法 66 条の 25）	行政処分	登録外務員 仲介業者の登録外務員を含む	処分期間中（2 週間～ 2 年）の外務行為禁止	処分期間は、法令上 は上限（2 年）が規 定されているのみ で、下限は運用上の 取扱い。
外務員の職務禁止措置 （外務員登録規則 6 条） （仲介業規則 29 条）	自主規制措置	協会の役職員（注 2）及び仲 介業者の登録外務員（元外務員 を含む）	措置期間中（2 週間～ 5 年）の外務行為禁止	措置期間は、規則上 は上限（5 年）が規 定されているのみ で、下限は運用上の 取扱い。

（注 1）上表の処分の他、営業責任者及び内部管理責任者の配置禁止措置（自主規制措置）がある。

（注 2）特定業務会員の役職員は特定業務に従事する者、特別会員の役職員は登録金融機関業務に従事する者に限る。

2. 「協会員の役職員に対する処分の考え方」の規定

「協会員の役職員に対する処分の考え方」（以下「処分の考え方」という。）において、下表のとおり、登録取消処分及び不都合行為者の取扱い（以下「登録取消等」という。）となる行為が明示されており、「処分の考え方」は本協会ホームページ上で公表されている。

一方、登録取消等以外の処分については、「処分の考え方」において、処分の検討要素および審査の指針を明示しているものの、具体的な処分量定の決定方法については、潜脱防止等の理由から、対外的に示していない。

登録取消処分	不都合行為者の取扱い（二級）
特に以下の行為は原則として登録取消。登録取消とならない場合であっても、重い職務停止処分。 ①顧客資産の横領、顧客への詐欺的行為 ②金融商品取引法上重い罰則のある行為 （相場操縦やインサイダー取引等） ③役員等による協会員の法令等違反を主導する行為 協会員が金融商品取引業の信用を著しく失墜させたと認められる場合において、協会員の役員及び執行役員が主導的な役割を担っていたと認められる場合 ④再違反行為	以下に該当する場合は二級不都合行為者の取扱いを検討 ①登録取消処分の対象となる行為を行った場合 ②協会員の役員及び執行役員が法令等違反行為について主導的な役割を担っていたと認められる場合

処分の検討要素	処分を行うに際しては、法令等違反行為の内容、罰則の有無及び重さ、常習性（違反回数、行為の期間）、取引金額、事故金額、顧客被害の程度（顧客数、顧客被害額）、過去の行政処分及び自主規制処分の有無、役職、情状（故意、隠蔽の有無、動機、原因、方法、手口、利得の有無、被害者との関係、被害の弁済状況、利得の還元等の状況、発覚の経緯等）、刑事訴追の有無並びに反社会的勢力の関与の有無等の諸点を考慮し、 <u>行為の重大性、悪質性、反復可能性、社会的影響度等を総合的に審査する。</u>
---------	--

Ⅱ. 今後の対応案（概要）

本ワーキングの設置要綱においては、情報漏えいの防止及び重大な法令等違反行為の再発防止のための取組みにより、投資者保護、金商業等に対する信頼性の維持・向上を図るために、本ワーキングの検討事項（「情報漏えいに対する処分の厳格化」等）を検討することとしている。

「情報漏えいに対する処分の厳格化」の具体的な検討事項（①処分の対象範囲の拡大（禁止行為の追加）、②処分量定）のうち「②処分量定」については、以下のとおり、情報漏えい等行為の処分量定の考え方を整理し、その内容を本ワーキングの報告書や「処分の考え方」に記載・公表することにより、情報漏えい等行為の未然防止及び再発防止を図ることとしてはどうか。

1. 登録取消等について

情報漏えい行為が登録取消等になっている実例があることを踏まえ、情報漏えい行為も登録取消等になり得ることを「処分の考え方」に明示するとともに、情報漏えい等行為のうち、原則として登録取消等となる典型的なケースを整理（注）し、その内容を本ワーキングの報告書等に記載して公表することとしてはどうか。（詳細は、以下「Ⅲ. 1. 登録取消等の典型的なケース等」を参照。）

これにより、情報漏えい等行為の抑止効果及び処分の予見可能性を高めることに資するのではないか。

（注）登録取消等に該当しうる全てのケースを想定することは困難であるため、典型的なケースを整理する。

2. 登録取消等以外の処分（職務停止処分・職務禁止措置）について

現状、具体的な処分量定の決定方法は対外的に示していないことから、本ワーキングでは、基本的な処分量定の考え方を整理し、その内容を踏まえて、事務局で詳細な処分量定の決定方法を検討することでどうか。

（詳細は、以下「Ⅲ. 2. 登録取消等以外の処分の基本的な考え方」を参照。）

Ⅲ. 具体的な対応案

1. 登録取消等の典型的なケース等

(1) 「処分の考え方」の改正案のイメージ

- ・登録取消等に該当する情報漏えい等の全ての要件を挙げることは困難であることから、「処分の考え方」では、子細に要件を記載するのではなく、以下のとおり、シンプルに記載することとしてはどうか。

改正案	現行
2. 特に以下の行為については、登録取消しを原則とし、登録取消とならない場合であっても、重い職務停止処分とする。 ① (現行どおり) ② (現行どおり) ③ 顧客に関する情報の重大かつ悪質な漏えい行為 ④ (現行どおり) ⑤ (現行どおり)	2. 特に以下の行為については、登録取消しを原則とし、登録取消とならない場合であっても、重い職務停止処分とする。 ①顧客資産の横領、顧客への詐欺的行為 ②金融商品取引法上重い罰則のある行為（相場操縦やインサイダー取引等） (新 設) ③役員等による協会の法令等違反を主導する行為 ④再違反行為

(2) 登録取消等の典型的なケースの要件

- ・登録取消処分は「外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるとき」に該当する場合、不都合行為者の取扱い「その行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させるもの」に該当する場合に科することができる。また、登録取消等の効果が非常に重いものであることを踏まえると、相応の重大性、悪質性、社会的影響度等がある行為に限定すべきと考える。

- ・行為の重大性、悪質性、社会的影響度等を判断するにあたっては、「処分の考え方」に示している種々の検討要素を考慮し、総合的に判断することになるが、情報漏えい等行為については、以下のイ～ハの全ての要件を満たす行為を登録取消等の典型的なケースとして整理し、これを「処分の考え方」の「顧客に関する情報の重大かつ悪質な漏えい行為」の具体例として、本ワーキング報告書等に記載して、公表してはどうか。

項目	具体的な要件	備考
イ. 行為類型	漏えい	
ロ. 情報の量・内容	情報の量が非常に多いこと 又は 秘匿性の高い情報が含まれていること	・情報は顧客に関する情報を指す。 ・情報の量は、被害顧客数、情報の種類、件数を総合的に判断する。 ・秘匿性の高い情報とは、例えば、ネット取引のID・パスワード、クレジットカード番号、キャッシュカード番号、マイナンバーなどのように、量が少なくても漏えいによる被害が大きいと考えられるもの。
ハ. 不正な利得の目的・有無	不正な利益を得る目的があること 又は 不正な利益を得ていること	・「不正な利益」とは、例えば、禁止行為に対する見返りとして他者から得る、金銭、高額な物品、有価証券の売買取引契約、転職先での地位などが考えられる。

(注) 登録取消等のケースは上記に限定されるわけではなく、これ以外の行為であっても、処分量定の検討において、種々の検討要素を考慮した結果、登録取消等が相当と判断されるものはあり得る。

また、処分量定の検討において、考慮すべき軽減要素がある場合には登録取消等にならないこともありえる。

（３）上記（１）のイ～ハを要件とした理由

イ．行為類型

- ・「不廃棄・不返却」又は「不正取得」のみの場合は、顧客に実害が生じていないために、重大性又は社会的影響度が大きいとは言えないケースが多いと考えられる。また、「不正使用」は情報を通常の営業に使用するケースが多いと考えられるため、登録取消等に相応の重大性、悪質性、社会的影響度等が必ずしもあるとは言えないケースも多いと考えられる。このため、原則として登録取消等となる典型的なケースとしては、「漏えい」があった場合とすることでどうか。

（備考）なお、役員等が複数の転職者等に対して転職元の顧客情報の持出し（不返却・不廃棄）、不正取得、不正使用を指示している場合で、協会員が金融商品取引業の信用を著しく失墜させたと認められる場合は、「処分の考え方」の「③役員等による協会員の法令等違反を主導する行為」に該当し、登録取消等を検討することが考えられる。

ロ．情報の量・内容

- ・現行の「職務上知りえた秘密の漏えい」事案における処分の審査においては、「情報の量・内容」が処分の量定判断の重要な要素の１つとなっており、情報の量・内容が甚大な場合は、重大性又は社会的影響度が大きいと考えられるため、「情報の量・内容」を要件としてはどうか。
- ・なお、意見照会では、「被害の程度」を重要視する意見が複数あった。漏えい等行為においては、他の禁止行為とは異なり、顧客の経済的被害（金額に換算できる被害）が顕在化するケースは多くないため、「処分の考え方」における「顧客被害の程度」を「顧客被害額（＝顧客が被った経済的損失の金額）」とのみ捉えるのではなく、情報を漏えい又は不正使用されたこと自体が被害と捉え、「被害の程度」の主な要素は「情報の量・内容」と整理してはどうか。

ハ．不正な利得の目的・有無

- ・過去事案でも、不正な利益（対価）を得ているケースが登録取消等になっていること、また、意見照会でも「利得の有無」を重視する意見が複数あったことから、「不正な利得の目的・有無」を要件としてはどうか。

- ・なお、禁止行為の対象となる情報漏えい等行為については、個人情報保護法や不正競争防止法でも禁止される行為が含まれるところ、これらの法律で罰則規定がある行為は、「不正の利益を得る目的」が要件となっている。この点を踏まえても、不正な利得の目的・有無を要件とすることは適当と考えられるのではないか。

2. 登録取消等以外の処分の基本的な考え方

- ・情報漏えい等における登録取消等以外の処分（職務停止処分・職務禁止措置）については、以下のような基本的な考え方に基づき、処分の量定を判断することとしてはどうか。

- ① 「不廃棄・不返却」、「不正取得」、「不正使用」、「漏えい」の全ての行為類型について、重大性、悪質性等が極めて小さいと認められるような特別な場合を除き、原則として、処分を検討する。
- ② 「漏えい」については、「不廃棄・不返却」又は「不正取得」により得た情報を漏えいした場合は、「不廃棄・不返却」又は「不正使用」に係る要素が加わるため、従来よりも重く評価する。
- ③ 上記「1. 登録取消等の典型的なケース」の「ロ. 情報の量・内容」に応じた処分量定とし、故意性、目的・動機、方法・手口、顧客被害額、その他の処分の検討要素により過重又は軽減する。
例えば、以下の過重・軽減要素が考えられる。
 - イ. 上記「1. 登録取消等の典型的なケース」の「ハ. 不正な利得の目的・有無」があれば、より重く評価する。
 - ロ. 「不正使用」又は「漏えい」が行われた場合は、「不廃棄・不返却」又は「不正取得」だけの場合に比べて、重く評価する。
 - ハ. 漏えい事案において、漏えい先が情報を不正使用する恐れや二次被害を生じさせる恐れが少ない場合、又は、漏えい情報が回収できるなどの被害回復が可能な場合などは、処分の軽減要素となり得る。

以 上

資料 2 - 2 の参考資料

処分の考慮要素（「情報の内容・量」及び「利得の有無」）別の具体例

※ 1 赤枠が登録取消等の典型的なケースの具体例。

※ 2 以下の例は過失のケースを除く。

処分の考慮要素		行為類型	
情報の内容・量	利得の有無	漏えい	使用
大	あり	例 1) 大量の顧客リスト（氏名、連絡先、資産状況のリスト。本資料において同じ）を名簿屋に売却 例 2) 対価を得て、顧客数名の秘匿情報（ネット取引の ID とパスワードやキャッシュカード番号）を第三者に漏えい 例 3) 「転職元の顧客リストを持ってくれば高い地位を約束する」と言われて、大量の顧客リストを転職先に漏えい	例 1) 「転職元の顧客リストを持ってくれば高い地位を約束する」と言われて、退職時に大量の顧客情報を持ち出して、転職後に自らの営業に利用。 例 2) 「転職元の顧客リストを持ってくれば役職を上げる」と言われて、元同僚を唆して転職元の顧客リストを大量に入手し、自らの営業に利用。
	なし	例 1) 元同僚から依頼され、多数の顧客リストを転職先の元同僚に渡した。 例 2) 多数の法人顧客の取引情報を法人顧客 A に漏えい	例) 退職時に多数の顧客情報を持ち出して、転職後に自らの営業に利用。
小	あり	例 1) 元同僚から、「顧客情報を教えてくれれば、キックバックする」と言われて、顧客数名の連絡先を元同僚に漏えい 例 2) 顧客 A から、有価証券取引を当社で行う見返りに、顧客 B の保有資産の状況を教えるよう要請され、顧客 B の保有資産の状況を漏えい	例) 「転職元の顧客リストを持ってくれば高い地位を約束する」と言われて、退職時に数名の顧客情報を持ち出して、転職後に当該顧客に取引を勧誘。

処分の考慮要素		行為類型	
情報の内容・量	利得の有無	漏えい	使用
	なし	例 1) 転職先の同僚に顧客数名の連絡先を漏えい 例 2) 顧客 A から、顧客 B の保有資産の状況を教えてほしいとの依頼があったため、顧客 B の保有資産の状況を漏えい 例 3) 法人顧客 A (又は他社従業員) に法人顧客 B の売買動向を漏えい 例 4) 顧客の子供から、顧客の取引内容に関する問い合わせを受け、顧客の取引情報を当該子供に伝えた。	例) 退職時に数名の顧客情報を持ち出して、転職後に当該顧客に取引を勧誘

以 上